



基安安発第 0606001 号

基安労発第 0606001 号

基安化発第 0606001 号

平成 19 年 6 月 6 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安 全 課 長

労 働 衛 生 課 長

化学物質対策課長

(契 印 省 略)

平成 19 年度中小規模事業場を対象とした危険性又は有害性等の
調査普及促進事業に係る対象候補事業場の把握等について

標記事業については、これまで平成 18 年 5 月 15 日付け基発第 0515001 号「自律的安全衛生管理活動普及促進事業（労働災害防止特別安全衛生診断事業）の実施について」に基づき実施してきたところであるが、本年度においては、（社）日本労働安全衛生コンサルタント会に委託し、別添実施計画書のとおり実施されることとなったところである。

本年度の危険性又は有害性等の調査に係る安全衛生診断（以下「リスクアセスメント診断」という。）については、事業場の安全衛生全般について実施する「リスクアセスメント（一般）診断」と労働衛生を中心に実施する「リスクアセスメント（労働衛生主眼）診断」を行うこととしたところである。

については、下記に留意の上、各リスクアセスメント診断の対象事業場を選定し、平成 19 年 6 月 30 日までに本省安全課へ報告されたい。

また、本年度から中小規模事業場の安全衛生担当者を対象とするリスクアセスメントに関する講習会を実施することとしたので、下記第 4 に留意されたい。

記

第 1 リスクアセスメント診断の対象事業場の選定基準について

1 リスクアセスメント（一般）診断の場合

(1) 建設業以外の業種のうち、資本金が 1 億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者数が 300 人以下の事業者の事業場であって、次のいずれかに該当するもの。

ア 平成 18 年において休業 1 か月以上又は被災労働者の障害等級が 14 級以上の労働災害を発生させた事業場であって、安全管理上問題があるもの。

イ 過去に安全管理特別指導事業場に指定した事業場であって、追加指導を行うことが必要であるもの。

ウ 安全管理指定事業場であって、中小企業等安全衛生診断員による指導を行うことが必要であると認められるもの。

(2) 建設業のうち資本金が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者数が300人以下の事業者の事業場（店社）であって、上記(1)のア～ウに該当するもの又はこれらに準ずるもの。

(3) 資本金が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者数が300人以下の事業者の事業場であって、平成18年に休業4日以上外国人労働者に係る労働災害があった事業場であって、安全管理上問題があるもの。

(4) (1)～(3)のほか、都道府県労働局長が中小企業等安全衛生診断員による指導を行うことが特に必要であると認めるもの。

2 リスクアセスメント（労働衛生主眼）診断の場合

資本金が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者数が300人以下の事業者の事業場であって、次のいずれかに該当するもの。

(1) 平成18年において、じん肺の新規有所見者を発生させ、又は有機溶剤中毒等の業務上疾病を発生させた事業場であって、労働衛生管理上問題があるもの。

(2) 過去に労働衛生管理特別指導事業場に指定した事業場であって、追加指導を行うことが必要であるもの。

(3) 労働衛生管理指定事業場であって、中小企業等安全衛生診断員による指導を行うことが必要であると認められるもの。

(4) (1)～(3)のほか、特殊健康診断において有所見率が特に増加している事業場、作業環境測定結果の評価が第3管理区分である事業場、労働安全衛生法第28条第3項の化学物質を製造し又は取り扱う事業場等、都道府県労働局長が中小企業等安全衛生診断員による指導を行うことが特に必要であると認めるもの。

第2 リスクアセスメント診断の対象事業場数選定に当たっての留意事項

1 各都道府県労働局ごとの対象事業場数（予備の事業場数を含む。）は、別表のとおりとすること。なお、対象候補事業場の選定については、第1の基準に基づいて行うことはもとより、その業種や担当することが可能な中小企業等安全衛生診断員の選定等を勘案する必要があるため、事前に（社）日本労働安全衛生コンサルタント会の各支部等と十分調整のうえ、決定すること。

2 1の対象事業場数には、上記第1の1の(3)の対象事業場数を含むものとし、別表の[]内の数の事業場をそれぞれ選定すること。

第3 リスクアセスメント診断の対象事業場の報告について

別紙により報告すること。

第4 リスクアセスメント担当者養成のための研修

「リスクアセスメント等の実施に関する自主的な取組等の促進について」（平成 19 年 3 月 15 日付け基安安発第 0315003 号、基安労発第 0315003 号、基安化発第 0315003 号）の記の 2 のリスクアセスメント担当者養成のための研修については、別添実施計画書の 1 の(3)の③に示すとおり実施することとしたので、各業界団体等及び事業場に対し、受講勧奨を行うこと。

また、当該研修実施に当たり、(社) 日本労働安全衛生コンサルタント会支部から対象となる業界団体、工業団地等について相談を受けた場合には必要な支援を行うこと。

別表

平成19年度労働災害防止特別安全衛生診断事業 対象事業場数

局	リスクアセスメント診断			
	一般			労働衛生 主眼
		外	予	
北海道	16	[0]	(1)	2
青森	7	[0]		1
岩手	5	[0]		1
宮城	10	[0]		1
秋田	5	[0]		1
山形	7	[0]		1
福島	9	[0]		1
茨城	11	[0]		1
栃木	7	[0]		1
群馬	10	[1]		1
埼玉	18	[2]	(2)	2
千葉	15	[1]		2
東京	22	[3]	(3)	4
神奈川	27	[3]	(3)	3
新潟	8	[0]	(1)	1
富山	7	[0]		1
石川	6	[0]		1
福井	5	[0]		1
山梨	5	[0]		1
長野	6	[0]		1
岐阜	8	[0]		1
静岡	17	[4]	(1)	2
愛知	17	[4]	(1)	3
三重	7	[0]		1

局	リスクアセスメント診断			
	一般			労働衛生 主眼
		外	予	
滋賀	6	[0]		1
京都	10	[0]		1
大阪	20	[1]	(2)	3
兵庫	16	[1]		2
奈良	6	[0]		1
和歌山	7	[0]		1
鳥取	4	[0]		1
島根	4	[0]		1
岡山	7	[0]		1
広島	9	[0]		2
山口	5	[0]		1
徳島	6	[0]		1
香川	5	[0]		1
愛媛	6	[0]		1
高知	5	[0]		1
福岡	13	[0]		2
佐賀	6	[0]		1
長崎	5	[0]		1
熊本	8	[0]		1
大分	6	[0]		1
宮崎	5	[0]		1
鹿児島	6	[0]		1
沖縄	5	[0]		1
合計	425	[20]	(14)	63

平成19年度リスクアセスメント診断対象候補事業場数

●一般:425(411(実施予定)+14(予備))

●労働衛生主眼:63

注:[]内は、記の第1の1の(3)の外国人労働者に係る対象候補事業場数(内数)である。

注:()内は、診断対象候補事業場数の予備数(内数)である。

対象候補事業場名簿 ()局

事業場名 [業種名(中分類)]	所在地	労働者数 (概数)	区 分		診断にあたって特に留意すべき事項
			一般、衛生主眼の別	該当する基準	
[]	〒 Tel - -	人	一般・衛生		
[]	〒 Tel - -	人	一般・衛生		
[]	〒 Tel - -	人	一般・衛生		
[]	〒 Tel - -	人	一般・衛生		
[]	〒 Tel - -	人	一般・衛生		
[]	〒 Tel - -	人	一般・衛生		

注1: 「一般・衛生の別」の欄には、一般・衛生のいずれかの語を入力すること。

注2: 「該当する基準」の欄には、リスクアセスメント(一般)診断の場合には、記の第1の1の(1)のア、イ、ウ、(2)のア、イ、ウ、(3)、(4)のいずれか、また、リスクアセスメント(労働衛生主眼)診断の場合には、記の第1の2の(1)～(4)のいずれかを記入すること。
(記入例: リスクアセスメント(一般)診断の場合(1)ーア等)

注3: 「診断にあたって特に留意すべき事項」の欄には、担当診断員の選定等に資するため、事業場に対する診断にあたって特に留意すべき事項を記入すること。
(記入例: 「食品加工用機械による入れ・こすれ災害が多発」、「集じん機ダクトで爆発事例があり、対策の必要あり」等)

委託事業実施計画書（抄）

1 委託業務の目的・内容

（1） 目的

平成18年4月に施行された改正労働安全衛生法により危険性又は有害性等の調査の実施が努力義務とされているところであり、中小規模事業場においては経済的理由等により危険性又は有害性等の調査等の実施が困難なことから、中小規模事業場に対し危険性又は有害性等の調査に係る安全衛生診断を実施すること及び中小規模事業場における危険性又は有害性等の調査担当者を養成することにより、中小規模事業場における危険性又は有害性等の調査実施を促進し、職場における安全衛生水準の向上、労働災害のより一層の減少を図るための事業を実施する。

（2） 事業のテーマ

中小規模事業場を対象とした危険性又は有害性等の調査普及促進事業

（3） 内容

① 作業種類別危険性又は有害性等の調査マニュアル等の作成

ア 概要

中小規模事業場において行われる一般的共通作業について、事業場の実例を踏まえて、作業種類別危険性又は有害性等の調査マニュアル（以下「マニュアル」という。）及び視聴覚教材を作成する。

イ 教材の仕様

マニュアル及び視聴覚教材（以下「マニュアル等」という。）は、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」「危険性又は有害性等の調査等に関する指針について」の内容に留意の上、危険性又は有害性等の調査等の実施手順を具体的な実例を交えつつ、下記の作業における、現場の簡易なマニュアル等を作成する。

- (ア) 金属加工作業
- (イ) 木材加工作業
- (ロ) 印刷・製本作業

② 重篤な労働災害を発生させた事業場に対する危険性又は有害性等の調査に係る安全衛生診断の実施

ア 概要

重篤な労働災害を発生させるなど労働災害防止を図るために総合的な改善措置を講ずる必要がある中小規模事業場等に対して、労働安全・衛生コンサルタント等を安全衛生診断員として選任し、危険性又は有害性等の調査に係る安全衛生診断を実施する。

イ 危険性又は有害性等の調査に係る安全衛生診断の詳細

(7) 実施者

労働安全・衛生コンサルタント等のうち(社)日本労働安全衛生コンサルタント会の労働安全衛生マネジメントシステム監査員登録者又は(社)日本労働安全衛生コンサルタント会等の行うリスクアセスメント研修修了者等から当会会長の選任する安全衛生診断員が実施する。

(i) 対象事業場

厚生労働省から提示される重篤な労働災害を発生させた460事業場程度とする。

(ii) 実施方法

a 危険性又は有害性等の調査に係る安全衛生診断を実施する前に都道府県労働局と(社)日本労働安全衛生コンサルタント会都道府県支部が調整を行い対象事業場を選定する。

b 診断は、1事業場に対し2日程度実施するものとする。

診断に当たって、事業場等の巡視を行った上で危険性又は有害性等の特定、リスクの見積りを行い、リスク低減措置について提案及び指導を行う。

2日目の診断は、1日目から十分な時間をおいて実施することとし、1日目にリスクアセスメントの資料等を使用し対象事業者を理解をさせることとする。2日目までの期間に事業者においてもリスクアセスメントを実施させ、その結果を基にリスクアセスメントの実施方法について指導することとする。

c 危険性又は有害性等の調査に係る安全衛生診断後速やかに、厚生労働省が定める危険性又は有害性等の調査に係る安全衛生診断結果報告書を作成し、対象事業者に送付する。その際、安全衛生診断結果報告書・改善指導内容及びリスク低減対策の提案書に基づき事業者が作成する安全衛生改善報告書様式を送付し、都道府県労働局に提出を勧奨するとともに、診断員あてに写しを送付させる。

③ 事業場における危険性又は有害性等の調査担当者の養成

中小規模事業場の安全衛生担当者を対象とする危険性又は有害性等の調査に関する講

習会を実施し、事業場における危険性又は有害性等の調査能力の向上を図る。

ア 各都道府県において、工業団地等中小規模事業場の多い地域に所在する事業場の安全衛生担当者を対象とした「危険性又は有害性等の調査に関する講習会」を開催する。

イ 開催回数は、北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県においては8回程度、その他の県においては4回程度、合計で200回程度開催する。

ウ 参加人員は、1回当たり20人程度とする。

エ 講習会は、4時間程度とし、90分程度の講義、120分程度の実務演習及び30分程度の討議を行う。

講義は、リスクアセスメントの目的と意義、リスクアセスメントの手順、リスクアセスメントの手法、リスク低減対策などについて行う。

演習は、数人のグループに分けて、グループごとに、イラスト、写真などを用いて2テーマ（1テーマ概ね60分）について、講義で述べた方法によるリスクアセスメントを模擬的に行う。2テーマの演習の後、合同でリスクアセスメントの結果を発表して意見交換を行う。

④ 都道府県支部へのコーディネーターの配置

上記②の「重篤な労働災害を発生させた事業場に対する危険性又は有害性等の調査に係る安全衛生診断の実施」及び③の「事業場における危険性又は有害性等の調査担当者の養成」を円滑にすすめるために各都道府県支部にコーディネーターを配置し、準備及び取りまとめ等にあたらせる。